

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

(略)

労働安全衛生規則

（昭和四十七年労働省令第三十二号）

(略)

第五十二条の六第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による面接指導の結果の記録の保存

(略)

(略)

表二（表四）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)

労働安全衛生規則

第五十二条の六第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による面接指導の結果の記録の作成

(略)

(略)

(略)

労働安全衛生規則

（昭和四十七年労働省令第三十二号）

(略)

第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存

(略)

(略)

表二（表四）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)

労働安全衛生規則

第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成

(略)

(略)